

番 号 : 150788

国 名 : ナミビア

担当部署 : 南アフリカ共和国事務所

案件名 : 国際物流ハブ構築促進プロジェクト詳細計画策定調査 (産業振興/官民連携/評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 産業振興/官民連携/評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年11月上旬から2015年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.45M/M、現地 0.47M/M、合計 0.92M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 4日 現地業務期間 14日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月7日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 50点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
 - ③語学力 15点
 - ④その他学位、資格等 10点
- (計100点)

類似業務	産業振興・官民連携及び評価分析に係る各種調査
対象国/類似地域	ナミビア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

ナミビア共和国は、アンゴラ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、及びザンビア共和国と国境を接している。SADC(Southern Africa Development Community)地域の玄関口としてのウォルビスベイ港および周辺諸国へと通じる国際回廊を有しており、世界各地域と南部アフリカを結ぶ物流ルートとして高いポテンシャルを持っている。2016/2017年度までのナミビアのロードマップを示す「第四次国家開発計画」(National Development Plan 4: NDP4)では、ナミビアを南部アフリカ地域と世界を結ぶ物流立国とする構想が国家成長戦略の優先分野の一つとして掲げられ、その実現へのステップとして「国際物流ハブ構築マスタープラン」を策定することが明記された。同プランは、物流立国としてのナミビアの将来構想を示し、ナミビアの既存の物流産業の発展を促すとともに、外部から物流企業を誘致するために必要な政策および活動をまとめることとなった。

ナミビア政府は物流立国を目指す新たな開発に着手するため、日本国政府に同開発に係る計画を策定するため開発調査型技術協力「国際物流ハブ構築マスタープランプロジェクト」を要請し、協力が実施されることとなった(2013年2月~2015年3月)。

同協力により策定されたマスタープランでは、ナミビアを国際物流ハブ化するために7つの基本戦略を設定し、同戦略を軸として、国際物流ハブとなるための必須構成要素を(1)市場(需要ベース)、(2)強力・魅力的な国際物流運営基地(物流ハブ・センター開発)、(3)効率的な輸送網(都市インフラを含む)、(4)総合的国境管理、(5)分野横断的課題(財政、人的資源、電力、水供給、ICT)、(6)環境社会配慮の6つと定め、構成要素ごとに現状分析、開発課題を抽出し、それを打開するためのアクションが短・中・長期別に提案された。

提案された各アクションは、官民を含む多くのステークホルダーが関与し、またそれぞれの立場によって異なる優先順位を持っており、各アクションの実施に不可欠な合意形成を阻む原因となっている。さらに、各アクションの実施は相互補完・相互作用をもたらす関係にあり、各アクションを個々に実施すると、結局のところ非効率かつ不十分な成果しか挙げられない可能性が非常に高い。アクション相互の整合性・一貫性とシナジー効果を発揮させるためには、官民双方のステークホルダーを幅広く巻き込みながらアクション間の密接な相互調整を進めつつ各アクションを実施することが不可欠であることがマスタープラン策定作業過程で確認された。

以上のような背景から、マスタープランにおいて提案された各アクションの全体調整を担う国レベルの機関となる「(仮称)National Coordinating Body」及び上記必須構成要素毎に設置が必要とされているワーキング・グループを効率的かつ効果的に設置するための支援、および設置後の総合的な実施運営監理に係る技術協力プロジェクト(以下、本プロジェクト)がナミビア国家開発計画委員会から我が国に対して要請された。

本詳細計画策定調査は、ナミビア政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析し、先方実施機関と本プロジェクトに係るR/D(案)及びM/Mの協議・署名を行うことを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2015年11月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針(案)を検討する。
- ③ ナミビア関係機関(C/P機関等)、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ④ 「国際物流ハブ構築マスタープランプロジェクト」の成果を踏まえて、要請内容に基づきプロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案及び事業事前評

- 価表（案）を検討する。
⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2015年11月上旬～11月下旬）

- ①当機構南アフリカ共和国事務所、ナミビア支所等との打合せに参加する（南アフリカでのトランジットの際に、南アフリカ事務所にて打合せを行うことを予定しています）。
- ②ナミビア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) ナミビアの開発計画・政策の動向及び本プロジェクトの位置づけ。
 - イ) プロジェクト実施体制・予算計画。
 - ウ) 他ドナー・機関の援助動向。
 - エ) ナミビアにおける産業振興に関連する法制度の整備状況。
 - オ) ナミビアの産業に係る対外向けマーケティング・プロモーション活動の現状。
- ④ナミビアの代表的な物流企業へのヒアリング及びデータ、情報、資料収集を通じて物流情報及び企業状況を把握する。
- ⑤他団員と協力して、策定された「国際物流ハブ構築マスタープラン」で提案されている「(仮称) National Coordinating Body」及びワーキング・グループの構成に係る妥当性を分析し、各ワーキング・グループのメンバーも含め、最も効果的と思われる構成を案として提示する。
- ⑥ナミビア側関係者との協議に基づき、PDM案、PO案、MM案の作成に協力する。
- ⑦ナミビア側との協議で合意された内容に基づき、RD案の作成に協力する。
- ⑧評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果を当機構南アフリカ共和国事務所及びナミビア支所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2015年11月下旬）

- ①収集資料の整理・分析、質問票回答の取りまとめを行う。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ④担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

日本・ウイントフック間の往復航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上のこと）。

航空経路は、成田⇒香港またはシンガポール ⇒ヨハネスブルグ⇒ウイントフック⇒ヨハネスブルグ⇒香港またはシンガポール ⇒成田を標準とする。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

現地派遣期間は2015年11月8日～11月21日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) SADC経済・物流立国戦略 (コンサルタント)
- エ) 産業振興/官民連携/評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・「ナミビア国国際物流ハブ構築マスタープラン策定プロジェクト」報告書
- ・”Master plan for development of an international logistics hub for SADC countries in the Republic of Namibia”

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ナミビアでの作業においては、当機構が規定する安全管理措置を遵守するとともに、当機構総務部安全管理室及び南アフリカ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施してください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談ください。

以上